「全科実例による社会保険歯科診療 令和6年版」 訂正表

「全科実例による社会保険歯科診療 令和6年版」をご愛読いただきまして誠にありがとうございます. 以下の事項につきまして、誤りおよび追記事項(厚労省による通知訂正/疑義解釈によるものを含む)がございました. ここに訂正するとともに深くお詫び申し上げます.

- ※ 1 令和6年3月29日「令和6年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づく
- ※2 令和6年4月26日「疑義解釈資料の送付について (その3)」に基づく
- ※3 令和6年5月1日「令和6年度診療報酬改定関連通知及び官報掲載事項の一部訂正について」に基づく
- ※ 4 令和6年5月30日「令和6年度診療報酬改定関連通知の一部訂正について」に基づく

頁	該当箇所	訂正および記載内容の変更	備考
vi · 186	症例 37 タイトル	20 分未満の歯科訪問診療 2,3 (歯援診 1) (同一建物居住者 2 ~ 3 人,3 ~ 9 人) (著しく歯科診療が困難な者) → 20 分未満の歯科訪問診療 2,3 (歯援診 1) (同一建物居住者 2 ~ 3 人,4 ~ 9 人) (著しく歯科診療が困難な者)	
26	表 21 項目 2 段目	<u>生活</u> 歯髄切断(1 歯につき)→ <u>歯髄切断</u> (1 歯につき) 1 <u>生活歯</u> 歯髄切断 → 1 <u>生活</u> 歯髄切断	
45	■手術 広範囲顎骨支持型装置埋入手術 「算定要件等の要点」欄	<u>先天性疾患</u> が理由の 1/3 以上欠損について → <u>6 歯以上の先天性無歯症または 3 歯以上の萌出不全</u> が理由の 1/3 顎以上欠損について	
74	保険解説 左段9行目	《 <u>訪衛指</u> 》の所定点数に → 《 <u>訪衛指 1</u> 》の所定点数に	
99	症例解説 症例解説 を段4行目	(羹の条件が確保可能な症例) → (鑾の条件が確保可能な症例)	
111	カルテ A「点数」欄	(歯科矯正相談料 2 ではセファロ算定不可. セファロと一連の算定ではなくなるのでパノラマは所定点数に) ・3 行目 <u>255</u> → <u>317</u> ・4 行目 <u>300</u> → <u></u> ・合計点数 <u>1,492 点</u> → <u>1,254 点</u>	* 2
23	右段 17 行目	ウ 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を送受信する場合は、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保していること。 → ウ 電子的方法によって、個々の患者の診療に関する情報等を送受信する場合は、端末の管理や情報機器の設定等を含め、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保していること。	
27	左段 4 行目	ただし、令和4年3月31日時点において療養病棟入院料1又は2を算定している病棟に入院している患者については、嚥下機能評価及び嚥下リハビリテーション等を実施していない場合であっても、嚥下機能が回復し、中心静脈栄養を終了した者の数を算入して差し支えない。 → ただし、令和4年3月31日時点において療養病棟入院料1又は2を算定している病棟に入院している患者については、嚥下機能評価及び嚥下リハビリテーション等を実施していない場合であっても、嚥下機能が回復し、中心静脈栄養を終了した者の数を算入して差し支えない。	** 4
124	周術期等口腔機能管理料(II) (長期管理加算を算定する場合)/周術期等口腔機能管理 料(IV)(放射線治療等を実施する患者に対して算定する場合)(長期管理加算を算定する場合)「記載例」欄	周術期等口腔機能管理計画策定料算定 <u>年月</u> (中略);令和6年6月 → 周術期等口腔機能管理計画策定料算定 <u>年月日</u> (中略);令和6年6月 <u>12日</u>	* 3
215	表 《訪問口腔リハ》と併算定 できない項目 右列2段目内	《在口衛 <u>1</u> 》 → <u>《在口衛》</u>	
216	表 《小訪問口腔リハ》と併算 定できない項目 右列2段目内	《□菌検》 → 《□菌検 1》	※ 1

頁	該当箇所	訂正および記載内容の変更	備考
223	下図 左列内	・口腔細菌定量検査 → ・口腔細菌定量検査 <u>1</u>	* 1
245, 248, 250	症例番号	<u>063</u> → <u>060</u> <u>064</u> → <u>061</u> <u>065</u> → <u>062</u>	
258	口腔細菌定量検査(1 回につき) 口腔細菌定量検査 2 「記載欄」欄	所定欄 → X線・検査「その他」欄	* 4
260	2一本章のおもな明細書記載 事項・記載例 舌圧検査 「記載例」欄	・最下段に以下を追記 <u>口腔機能の発達不全が疑われる場合</u>	* 4
281, 283	カルテ「治療内容」欄	<u>外来安</u> 2 <u>外来感</u> 4 → <u>外安全</u> 2 <u>外感染</u> 4	
416	2一本章のおもな明細書記載 事項・記載例 歯科矯正 「記載事項」欄,「記載例」欄	・「記載事項」欄 歯科矯正相談料を算定した年月日を <u>診断料</u> の名称に併せて記載する。 → 歯科矯正相談料を <u>前回</u> 算定した年月日を <u>相談料</u> の名称に併せて記載する。 ・「記載例」欄 歯科矯正相談料 1 算定年月日;令和 6 年 6 月 1 日 → 歯科矯正相談料 2 <u>前回</u> 算定年月日;令和 6 年 6 月 1 日 歯科矯正相談料 2 算定年月日;令和 6 年 6 月 1 日 → 歯科矯正相談料 2 前回算定年月日;令和 6 年 6 月 1 日	* 4
523	2一本章のおもな明細書記載 事項・記載例 歯周病重症化予防治療 「記載事項」欄, 「記載例」欄	・「記載事項」欄 (前略) 歯周病重症化予防治療の実施年月(初回である場合は初診月を除き初回 である旨)を記載する。 → (前略) 歯周病重症化予防治療の実施年月(初回である場合は初診月を除き 初回である旨) <u>および SPT から P 重防に移行した年月</u> を記載する。 ・「記載例」欄 SPT から P 重防へ移行した年月;令和 6 年 <u>9 月 1 日</u> → SPT から P 重防に移行した年月;令和 6 年 <u>9 月 1 日</u>	* 3
526	傷病名	カルテ傷病名 (歯式略) → (歯式略) <mark>単 G</mark> レセプト傷病名 (歯式略) → (歯式略) <mark>G</mark>	
567	下図 最下行	「咬合支持」は → 「対側咬合支持」「同側咬合支持」は	
712	保険解説 右段3行目	この場合, <u>●</u> と同じく → この場合, <u>①</u> と同じく	
912	2一広範囲顎骨支持型装置埋入手術 [対象患者] 囲み内(2),(3)	(2)(前略) 1/3 <u>顎程度</u> 以上の多数歯欠損であること. → (2)(前略) <u>連続した 1/3 顎程度</u> 以上の多数歯欠損であること. (3)(前略) <u>連続した 1/3 顎程度</u> 以上の多数歯欠損(中略)であること. → (3)(前略) 1/3 <u>顎程度</u> 以上の多数歯欠損(中略)であること.	
949	2―本章のおもな明細書記載 事項・記載例 歯科矯正	・1 段目に以下を追加 「記載事項」欄 <u>歯科矯正相談料を前回算定した年月日を相談料の名称に併せて記載する.</u> 「記載例」欄 <u>歯科矯正相談料 1 前回算定年月日;令和6年6月10日</u> <u>歯科矯正相談料 2 前回算定年月日;令和6年6月10日</u>	* 4
963	右段 5 行目	③ か月の「対象職員の給与総額」,→ 12 か月の「対象職員の給与総額」ならびに別表7の対象となる3か月の	* 3